

## 第 20 回 太宰府市まちづくり市民会議

平成 25 年 8 月 29 日（木）19：00～21：00  
於 プラム・カルコア太宰府 多目的ホール

### 1. 開会

### 2. 幹事会の報告

### 3. 修正、加筆箇所の確認

（1）第 19 回市民会議の振り返り

### 4. 盛り込むべき内容の検証

（1）情報共有

（2）住民・市民参加制度

（3）NPO・事業者、協働

（4）評価、その他

### 5. 閉会

次回の開催予定

第21回開催日；平成25年9月26日（木）19時00分～

於：プラム・カルコア太宰府（中央公民館）4階多目的ホール

■含まれる要素の整理

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
基本原則	02. 行政体質	1	・市民参加と情報の共有を基本にした行政運営を行う	市民参加
	02. 行政体質	2	・行政と市民の双方向で解決に向き合える場をつくる	市民と行政・議会が向き合える場をつくる
	09. 説明責任	3	・対話の場をつくる	
	09. 説明責任	4	・説明責任（予算、評価、市民会議など途中経過、素案が出来た時）をはたす	
	09. 説明責任	6	・箱物の建設等を伴う行政は費用対効果を明確にする	行政と議会は市民に対して説明責任を果たす
	12. お上意識	8	・適切な情報公開と説明を市民に対して実行する	
	09. 説明責任	7	・市民からの意見を聞くところ（窓口）をつくる	行政・議会は広く市民の意見を聞く
	25. ボランティア、NP	18	・助け合いの精神を基本とする	市民・行政・事業者、みんなが助け合う気持ちを持つ
	21. 無関心	9	・自治会、地域で出前講座を活用し、情報の共有と共に、地域のつながりも生み出す	地域のつながりの創出
	21. 無関心	12	・寝る（眠る）だけの人も主役である町	住民一人ひとりが主体である
	25. ボランティア、NP	15	・自分自身がまず楽しむ	住民みんなが楽しめるまちづくり 誰もが喜びや幸せを感じられるようなまちづくり 一人ひとりが主人公になれる居場所と出番
	25. ボランティア、NP	16	・仲のいい友人等と始めてみる	
	25. ボランティア、NP	17	・成し遂げた喜びを感じてもらえるような取り組みを行う	
	02. 行政体質	1	・市民参加と情報の共有を基本にした行政運営を行う	
	09. 説明責任	5	・情報を早めに出す	
	12. お上意識	8	・適切な情報公開と説明を市民に対して実行する	情報共有
	21. 無関心	9	・自治会、地域で出前講座を活用し、情報の共有と共に、地域のつながりも生み出す	
	21. 無関心	10	・情報のやりとり、共有化、連絡し合う	
	21. 無関心	11	・ありのままを知ってもらう	
22. 自己中心	13	・正しいことを伝える	正確な情報の公開	
22. 自己中心	14	・事実を事実として伝える		
第19回市民会議における補足				市民の権利
市民の役割・責務	02. 行政体質	19	・市民もより良い方向へ向かおうという意識を常にもつ	
	02. 行政体質	20	・市民意識を変える	
	14. 行政手続、組織体制	22	・住民の抱える問題も行政が解決する体質をかえるには住民意識の向上もかかせない	
	21. 無関心	23	・意識を持っている人が周囲の人へ働きかける	
	21. 無関心	24	・住民から問題提起を起こさせる方向に持っていく	市民の役割と責務
市民と議員	議員の資質	340	市民が市議を育てる	
	議会（議員）に臨む姿	392	議会の運営方法を市民も理解する	
	議員の資質	393	市民の投票行動の問題	
	議会（議員）の教	394	地域活動を見て投票する市民がいるが、議会での発言や姿も見て投票する	
	情報公開	395	住民が知りたいならば、知ろうとする関心から行動へ移せばよい	
市民の役割・責務	07. 市長の責務、説明責任	21	・権力に対して住民は抵抗する権利（力）、提案する力、そして質す（ただす）力をもつ	市民の権利
	21. 無関心	29	・市政への参画の機会を積極的に活用する	

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
市民の役割・責務	25. ボランティア, NPO	41	・「いつでも自分ができることを、自分ができる時間、範囲内で」の意識をもつ	住み良い太宰府のために「できること」を少しでも持ち寄るよう努める
	25. ボランティア, NPO	43	・土日にできるボランティア活動の場所・情報の整備を行う	ボランティア活動情報の公開
	22. 自己中心	39	・まちづくりの主体であることを自覚する	まちづくりの主体は市民であることを自覚する
	25. ボランティア, NPO	44	・話し合う場をつくる	
	26. 企業や大学との協働	45	・官、民、学プロジェクトを立ち上げる。例えば大学生とのワークショップ、ふれあいサロンへの参加等	協働できる場と情報の共有
	26. 企業や大学との協働	46	・市と地域が、若者・大学生が参加（参画）しやすい仕掛けをつくる	
	25. ボランティア, NPO	42	・ボランティアの“楽しさ”を子どもの時から学べる環境整備等を行う	子どもたちもまちづくりへ参画できるよう促していく
	22. 自己中心	38	・行政への参画に当たっては自らの発言と行動に責任を持つ	市政参画にあたって、関係者は自己責任を負う
	21. 無関心	26	・市政について自治会で議論する	
	21. 無関心	27	・無関心の人は他人任せにせず、協力し合う	
	21. 無関心	28	・関心をもつよう心がけねばならない	
	21. 無関心	29	・市政への参画の機会を積極的に活用する	
	21. 無関心	30	・地域に密着した生活を心がける対策が必要である	
	21. 無関心	31	・「防災」について自治会と一緒に考えて、関心を引き出す	
	21. 無関心	32	・[プライバシー][共生][強制]の部分が必要である	市政について市民みなで議論し、住み良いまちづくりに積極的に参画する
	21. 無関心	33	・保育所、福祉施設等生活に必要なものがあれば、興味が持てる	
	22. 自己中心	34	・一人ひとりが自己変革する	
	22. 自己中心	35	・何ごととも経験であり、とにかく体験してもらう	
	22. 自己中心	36	・通勤者、観光客、大学生、全ての市民による挨拶運動から始める	
	22. 自己中心	37	・地道な啓蒙活動。自分達でできることは、自分達でやる意識を植え付ける	
22. 自己中心	40	・家庭・地域での教育を見直す		
21. 無関心	25	・行政だけでできなくなる時代が来ることを市民に知ってもらう	市民-行政-事業者相互が助け合う気持ちを持つ	
第19回市民会議における補足				情報公開、参画、協働の仕組みづくり 子どもの権利
行政の役割・責務	03. 職員の対応	62	・庁内において、業務提案制度を実行性のあるものにする	業務提案制度の実効性を高める
	04. 職員の資質	79	・細分化した専門性を総合化する	
	04. 職員の資質	89	・受身でやるのではなく、自分ならこうするという積極性をもつ	
	05. 職員の数	94	・職員提案制度が必要である	
	03. 職員の対応	65	・他自治体職員との交流、研修を活発に行う	
	03. 職員の対応	66	・前向きで意欲ある職員を他機関（シンクタンク）等への出向させる	
	03. 職員の対応	67	・企画体験など「接客マナー」研修の充実を図る	
	04. 職員の資質	83	・職員の研修システムを検証する	
	04. 職員の資質	84	・専門的知識の研修が必要である	業務マネジメントができる職員になる。
	04. 職員の資質	87	・「市民が求める課題を解決する」という気概をもっと強くもつ	職員の資質向上を図る。
	04. 職員の資質	88	・断わるのではなく絶対解決するという気概をもつ	
	04. 職員の資質	91	・一方向でなく双方向での話し合い、積極的傾聴をこころがける	
	05. 職員の数	98	・職員の業務マニュアルを作成する	
	12. お上意識	121	・資質アップ、評価制度の導入、人材育成システムを確立する	

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
行政の 役割・ 責務	14. 行政手続、組織体制	133	・市職員は自己の係の法令、規則に熟知し市民に対応する	
	14. 行政手続、組織体制	134	・職員も勉強する	
	14. 行政手続、組織体制	135	・研修、出向の活発化をはかる	
	03. 職員の対応	58	・丁寧な説明をする	市民の立場で市民の声をきき、かつ法の下、公正な業務運営を行う。
	01. 縦割り行政	53	・市民目線で解決する姿勢を心がける	
	02. 行政体質	54	・丁寧な説明と丁寧な対応を心がける	
	02. 行政体質	55	・市民の声を真に受け止める姿勢を心がける	
	02. 行政体質	56	・地域の実態を知ろうとする姿勢を心がける	
	12. お上意識	125	・給料は税金であり、サービスの対価をもらう	多面的な行政運営の評価を行う。 ・客観的な職員採用システム ・他市との比較 ・組織の評価も導入 ・公益通報制度の活用 ・一般公募の監査委員をおく ・事務監査、財務監査の条例の活用
	04. 職員の資質	81	・職員採用を客観的に評価するシステムを確立する	
	05. 職員の数	97	・他市との比較を行う	
	12. お上意識	122	・個人の評価のみならず、組織の評価も導入する	
	14. 行政手続、組織体制	129	・公益通報制度の活用	
	14. 行政手続、組織体制	130	・市長推薦の監査委員ではなく、委員を公募する	
	14. 行政手続、組織体制	131	・一般公募の監査委員をおく	
	14. 行政手続、組織体制	132	・事務監査、財務監査の条例の活用を考える	
	03. 職員の対応	69	・スペシャリストも必要であるが、全般的にはゼネラリストが大切である	
	03. 職員の対応	70	・業務内容によってスペシャリストとゼネラリストの両方が必要となるなど、部署によって違ってくる	
	04. 職員の資質	78	・専門職、総合職の役割分担を考える	適切で実践的な業務運営を行う。
	05. 職員の数	95	・外部委託はケースバイケースで行う	
	09. 説明責任	102	・人（市長）を問わずにきちんと動ける組織をつくる	
	09. 説明責任	103	・トップが意識改革をする	庁舎内協働
	03. 職員の対応	72	・異動したばかりの人には先輩がつくシステムをつくる	
	04. 職員の資質	74	・職員間でフォローしあう	自己評価を行い、速やかに改善する。
	03. 職員の対応	71	・自らの仕事が充分対応出来ているか、他の行政職員等と交流し、専門性を高める	
	03. 職員の対応	73	・具体的な事例を用いてピンポイントで直していく	市広報作成へ市民の目を入れる【市民の目を定期的に更新する】
	10. 市民参加の仕組み	110	・公報をもっと分かりやすくし、月2回発行にする	
	12. お上意識	120	・「お上」依存意識からの脱却	市民協働の仕組みづくり。（多世代協働） 市民の声を聞く仕組みづくり。
	21. 無関心	139	・市民と一緒に参加できる共通の認定で市民同士が知り合う	
	25. ボランティア、NP	145	・話し合う場をつくる	
	26. 企業や大学との協働	146	・官、民、学のプロジェクトを立ち上げる	
	26. 企業や大学との協働	147	・市と地域が、若者・大学生が参加（参画）しやすい仕掛けをつくる	
	21. 無関心	142	・困りごとの情報を出す方法・仕組みがない	
21. 無関心	140	・役所全体で考えることであり、市の職員はシンクタンクの役割を担う		
25. ボランティア、NP	143	・ボランティアの“楽しさ”を子どもの時から学べる環境整備等を行う	市民と市役所がつながる仕組みづくり	
10. 市民参加の仕組み	111	・行政は横のつながりをもっと作る		
10. 市民参加の仕組み	106	・コミュニティビジネスを進める	市民参画の仕組みづくり。	
10. 市民参加の仕組み	108	・コミュニティセンターを拠点とした市民参画の場を行政がつくる		

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	
行政の役割・責務	04. 職員の資質	85	・地元の自治会活動にもっと積極的にかかわり、地域との信頼関係を築く	市民対話の場・時間を増やす。	
	04. 職員の資質	86	・地域活動やボランティア活動に積極的に参加する		
	04. 職員の資質	90	・住民との「対話」ができる職員を目指す		
	04. 職員の資質	92	・市民への押しかけ出前授業を実施する		
	04. 職員の資質	93	・市民に身近な職員を目指す		
	03. 職員の対応	64	・もっと職員と市民が顔を合わせて話ができる時間や場所を増やし、話し合いの結果をしっかりと市民にフィードバックする		
	25. ボランティア, NPO	267	・誰でも利用できる場、特に17:00~21:00に利用できる場をつくる		
	09. 説明責任	104	・市民からの意見を聞くところ（窓口）をつくる		
	10. 市民参加の仕組み	113	・市民の言うことをまず受け止める		市民の声を聞く仕組みづくり【回答期限の明記】
	10. 市民参加の仕組み	114	・行政機関に市民の声をストレートに届かせる仕組みを作る		
10. 市民参加の仕組み	115	・「私一人」の話も聞く仕組みを作る			
11. 審議会等の構成・選任	117	・審議会等の選考のあり方を行政が決めるのではなく、市民が決める			
11. 審議会等の構成・選任	118	・選考基準を決める			
11. 審議会等の構成・選任	119	・選考に公平性、透明性を出す			
12. お上意識	123	・提案制度が機能するように検討する			
12. お上意識	124	・地区担当職員を配置する			
21. 無関心	137	・広報に（市政）に対する意見、質問を受けるシステムをつくる	市役所内の情報共有（総合調整）市役所の対市民窓口は一つ。情報公開の仕組み。		
10. 市民参加の仕組み	109	・自治会単位でテーマ毎に行政講座を開く			
21. 無関心	136	・相談窓口（常設の課）を設置する			
10. 市民参加の仕組み	107	・市民からの要望に対する返答期限を示すなどルール化する			
01. 縦割り行政	52	・自分の業務にとらわれず、隣の部署に顔を出す			
05. 職員の数	96	・庁内の情報共有をする			
01. 縦割り行政	51	・ワンストップ形式の総合窓口、総合調整が必要である			
14. 行政手続、組織体制	126	・総合的な苦情処理係をおく			
14. 行政手続、組織体制	128	・横のつながりをもち、ワンストップサービスをおく			
04. 職員の資質	77	・ワンストップサービスを実施する			
04. 職員の資質	75	・市民に対して情報公開の部署（情報公開室）が必要である	責任の所在の明確化		
07. 市長の責務、説明責任	99	・テニスコートの取消、変更は1ヶ所の連絡が良い			
10. 市民参加の仕組み	112	・総合窓口を創設する			
14. 行政手続、組織体制	127	・総合窓口をつくる			
02. 行政体質	57	・権限を持ったプロジェクトリーダーをおく			
03. 職員の対応	63	・役所の部（課）内の配置について、課長若しくは係長が列の一番前に座る			
25. ボランティア, NP	144	・土日にできるボランティア活動の場所・情報の整備を行う		ボランティア活動情報の公開	
11. 審議会等の構成・選任	116	・「審議会の答申→市→議会のプロセスの途中で市民に説明すること」を条例に明記する		審議会の答申→市→議会のプロセスの途中で市民に説明する	
03. 職員の対応	68	・専門職は、市民に対して対等に対応し、正しい説明を行う		分かりやすい情報公開（説明）に努める。	
04. 職員の資質	80	・職員はもっと説明責任を負う			
03. 職員の対応	60	・「目次」をネットに載せる			
03. 職員の対応	61	・誰でも取得できる方法で情報公開を実施する			
21. 無関心	138	・太宰府再発見などのイベントに市は公民館からバスを出し、市民の関心を高める			

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	
行政の役割・責務	03. 職員の対応	59	・情報公開のスピード化を計る	速やかな情報公開に努める。	
	09. 説明責任	105	・市報（広報）を活用する		
	21. 無関心	141	・将来の展望を先取りして説明し、関心をもとめる		
	04. 職員の資質	76	・行政情報を説明する「図書司書」的な職員が必要である	情報（公文書・公文書館）公開の仕組み	
	04. 職員の資質	82	・「協働」については行政、市民を含め研修する必要がある		
第19回市民会議における補足				総合計画（短・中・長期的な計画）をもとに進める	
市長の役割・責務	07. 市長の責務、説明責任	151	・市長は「公正かつ誠実に」職務を遂行しなければならない	「公正かつ誠実に」職務を遂行	
	07. 市長の責務、説明責任	154	・権力に対して抑制することとリーダーシップを発揮することの2つの調和をはかる		
	07. 市長の責務、説明責任	157	・選挙で結果がでる		
	07. 市長の責務、説明責任	156	・市長は議会に対して反問権をもつ	議論の場としての議会運営を図る	
	04. 職員の資質	148	・市長は職員の人材育成、職員の適材適所の配属・登用を図る	職員の資質にあった人材登用	
	07. 市長の責務、説明責任	101	・否定するからには住民が納得するように説明責任をはたす	説明責任	
	07. 市長の責務、説明責任	149	・何故しないのか、何故するのかの説明責任を果たす		
	07. 市長の責務、説明責任	150	・市長は市民と議会への説明責任を自覚する		
	07. 市長の責務、説明責任	152	・市長は重要政策に関して市民にわかりやすく説明する責任がある		
	07. 市長の責務、説明責任	153	・市長と議会が対立した場合、それぞれが市民に説明する責任がある		
	07. 市長の責務、説明責任	155	・フェイスブックを活用する		
	07. 市長の責務、説明責任	100	・市長の独断専行に対する市民の説明を求める権利をつくる	市長は、市民の声を真摯に受け止める	
	第19回市民会議における補足				政策決定を行う際は、透明性と客観性を確保する

議員の役割と責務	議会（議員）に臨む姿	317	私利私欲に走らず貢献する意識	議員の政治倫理
	議員の資質	325	市（市民）の利益を考え行動すべき	
	議員の資質	376	議員の政治倫理	
	議会（議員）に臨む姿	318	不安、不信任から安心、頼れる議員へ	議員の資質の向上
	議会（議員）に臨む姿	319	自分の損得よりも“市民のために” 向くべき。住民の“課題解決”のために	
	議員の資質	322	市民の困りごとと不満や不安を聞く	
	議員の資質	323	強リーダーシップ（考え方・表現力）	
	議員の資質	324	マニフェスト・有言実行	
	議員の資質	326	税金を増やす方法、将来のまちづくりの展望などを語る	
	議員の資質	327	どういうまちにしたいのかを語る。	
議会の役割と責務	無関心	47	議会は市民を交えて公開討論を行う	市民との対話の場を設ける
	議会（議員）に臨む姿	336	議員と市民が話し合える場をつくる	
	情報公開	348	知りたい側、知らせる側の努力が必要	
	情報公開	349	議会（会議）、議会だより、HPなど従来の方法の他に、市民との新しい対話方法を考える	
	議会（議員）の教	388	議員の問題は市民の投票行動の問題	
	情報公開	391	議員と自治会の関係を作る（公開討論会）	市民に開かれた議会
	無関心	50	議論の透明性を図り、説明責任を果たす	
	情報公開	331	議論の透明性の確保	

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
議員研修	議会（議員）に臨む姿	362	議員の資質を向上させる取り組み	
議員研修	議員の資質	363	議員研修の充実強化	議員研修の充実・強化
議員研修	議員の資質	364	市民講師	
議会活動の原点	議会（議員）に臨む姿	332	議会での経過・審議内容の説明	
議会活動の原点	議会運営	333	重要事項は、議場の場で討議する	議会の公開の原則
議会活動の原点	情報公開	334	議論は会議中に行う	
執行部と議会	議会（議員）に臨む姿	350	質問を事前に通知しない	議会改革
議会・疑似事	議会運営	361	議会事務局の体制整備→議会事務局の調査・法務機能の強化システムの確立	議会事務局の体制整備
議会活動の原点	議会（議員）に臨む姿	321	市民に対する説明責任	
議会活動の原点	議会運営	329	レポート報告会などを考えをさらす場をつくる	
市民と議会	議会（議員）に臨む姿	338	市民に対する議会報告会の開催の義務化、定例日を設ける	
市民と議会	情報公開	347	議会活動の報告の義務化（議員個人ではなく、議会全体の報告会）	議会報告会の開催
政務活動費	議会運営	358	政務調査報告書の書式基準を厳格にする（予算・報告書・レポートの報告会）	
政務活動費	議会運営	359	政務調査費による活動報告の義務化	
議員研修	議員の資質	365	自己の政策を訴える方法の開発（支持者以外との対話）	
コミュニティと議会	情報公開	390	地域に議員を公平に呼ぶ方法をつくる	
コミュニティと議会	議員の資質	389	自治会から全議員へ話を聞く場、制度	意見交換会の実施
議会の役割・市民と議会	無関心	49	傍聴してもらえよう、議会を工夫する	
議会の役割・市民と議会	議員の資質	339	市民が傍聴し易いように、議題などをわかりやすくする	議長の役割・責務
議会の広報	情報公開	370	傍聴サービスの向上（資料配布など）	
市民と議会	議会運営	343	常任委員会・特別委員会に対する参考人制度・公聴会制度の導入	参考人制度公聴会制度の活用
市民と議会	議会（議員）に臨む姿	335	重要な案件は市民への公聴会、住民投票とする	参考人制度公聴会制度の活用 住民投票制度の導入
議会活動の原点	議員の資質	328	賛否だけでなく、賛否の理由を語る必要がある	
議会活動の原点	情報公開	330	賛否の理由をわかるようにする	賛否の公表
市民と議会	議会（議員）に臨む姿	337	請願および陳情を、市民による政策提案と位置づける	
市民と議会	議会運営	345	市民の議会参加システム	市民参加
市民と議会	情報公開	346	市民・市民団体・NPOとの対談の場を作り、自由に情報・意見を交換するシステムの確立	
市民の責務	情報公開	396	知りたい側・知らせる側の努力が必要	
議員間の討議	議員の資質	354	議員相互間の自由討議による合意形成	
議員間の討議	議会運営	355	議論される議会（もっと勉強してほしい）	自由討議による合意形成
議員間の討議	議会運営	356	対等な形の議論を保証するルール	
議会の役割・市民と議会	無関心	48	議会の日曜開催に向け努力する	情報公開
市民と議会	議員の資質	341	議会の土日・休日開催	
市民と議会	議会運営	342	案件（子育て等）によっては、夜間や土日など、あつまりやすい日に開催する	
市民と議会	議会運営	344	地方議員の仕事を市民が理解・整理する	
議会の広報	議会（議員）に臨む姿	366	議会のネット公開	

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
議会の 広報 の 広報 の 広報 の 広報 の 広報 の 広報 の 広報	議会（議員）に臨む姿	367	議会情報公開の徹底	情報公開
	議会（議員）に臨む姿	368	市民が情報を知るための啓発活動	
	議会運営	369	議員の仕事を市民へ伝えるための情報発信	
	情報公開	371	議会活動に関する情報公開の徹底	
	情報公開	372	市民がもっと議会に関心をもつような広報活動に努める	
	情報公開	373	議員はHPを持つ	
	情報公開	374	情報技術の発達をふまえた多様な広報手段の活用	
	情報公開	375	情報を住民の身近な場所に置く	
	議会（議員）に臨む姿	360	議会（議員）アドバイザー制度	
	31. 議会運営	351	・ 議論できる議会にするため反問権が必要	
	31. 議会運営	352	・ 一問一答方式の導入	
	32. 情報公開	353	・ 反問権があれば議員が勉強する	
		第19回市民会議における補足		
自治基本 条例にそぐ わない	28. 議会（議員）に望む姿	320	・ 憲法93条第2項にのっとり活動をする	
	31. 議会運営	357	・ 政務調査費は議員個人に交付	
	31. 議会運営	377	・ 日当制	
	31. 議会運営	378	・ 議員の評価で報酬を決める	
	30. 議会（議員）の数の数	379	・ 議員定数は15人	
	30. 議会（議員）の数の数	380	・ 7小学校に各2名の14名	
	30. 議会（議員）の数の数	381	・ 人口比率で定員を決める	
	30. 議会（議員）の数の数	382	・ 多世代の議員が活動できる仕組み	
	30. 議会（議員）の数の数	383	・ 報酬を上げ少数精鋭とする	
	29. 議員の資質	384	・ 議員の任期制	
	30. 議会（議員）の数の数	385	・ 任期を2期までにする。次の世代、子ども達へバトンタッチを	
	30. 議会（議員）の数の数	386	・ 議員は70歳まで、給金400～500万	
	28. 議会（議員）に望む姿	387	・ 議員を選ぶシステムの改善	



項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
情報共有2	13. 情報共有	269	・決定前の公聴会をつくる・住民も参加	住民参加制度を設置する ・公聴会・広聴制度を設置する ・一定額以上の事業については、公聴会の開催を義務付ける ・重要な行政政策については住民への説明制度を設置する
	13. 情報共有	272	・市民が意見を言う場をつくる	
	13. 情報共有	276	・市民の声を聞く場を多く設ける	
	13. 情報共有	278	・地域公的なしゃべり場をつくる	
	13. 情報共有	286	・一定額以上(例えば1億円以上)の事業については公聴会の開催を義務づける	
	13. 情報共有	289	・お互いに信頼関係を深めていくための公聴制度をつくる(情報共有を図る)	
	13. 情報共有	291	・まちづくりの定義のルール化とお互いに話をする場	
	13. 情報共有	310	・市民の声を市役所にとどける仕組み	
	13. 情報共有	273	・各世代に応じた各テーマに応じた情報の提供	情報提供・情報公開の仕組みをつくる
	13. 情報共有	274	・スーパーの要望回答板のようなものが(ホームページや広報などに)あればよい	
	13. 情報共有	275	・回答を公表できる場があると良い(例えば、スーパーの要望回答版)	
	13. 情報共有	285	・重要事項については議会の内容をホームページで市民に伝える	
	13. 情報共有	303	・市民にわかりやすい言葉	情報公開の仕組みをつくる
	13. 情報共有	304	・回答期限と回答者を明確にする	
	13. 情報共有	305	・広聴主管を市民にPR	
	13. 情報共有	293	・公民館ごとに情報に関する世話人を配置する	情報提供・情報共有の仕組みをつくる
	13. 情報共有	295	・大山方式(大分県大山町)職員が地域の広報役	
	13. 情報共有	308	・他の自治体の情報も合わせて載せる	
	13. 情報共有	307	・限定された社会でも情報を共有できる仕組み	情報共有の仕組みをつくる
	13. 情報共有	309	・情報の送受信者 相互のルールづくり	
	13. 情報共有	313	・縦割りの弊害をなくす	
	13. 情報共有	316	・行政、議会、市民一体となったルールをつくる	情報の収集・管理及び発信の仕組みをつくる
	13. 情報共有	287	・(イベント毎に)行政の担当部署が横の連携を取る	
	13. 情報共有	288	・市民のニーズをつかんで、分かり易い広報、ホームページを作る	
	13. 情報共有	292	・市内全域のスケジュール管理をやれる範囲で行う	情報の収集の仕組みをつくる(市議会)
	13. 情報共有	301	・ニーズの把握	
	13. 情報共有	306	・知りたい情報を知りたいだけ知る仕組み	
	13. 情報共有	311	・弱者への配慮	行政情報公表基準の設定
	13. 情報共有	283	・市議会も調査を徹底すべき	
	13. 情報共有	296	・公表の基準を作成	
	13. 情報共有	302	・受付先(問い合わせ先)を明確にする	情報発信元の明確化
	13. 情報共有	299	・議員報告会を定期的実施	議会報告会の定期開催
	13. 情報共有	300	・議会便りの充実	
	13. 情報共有	277	・行政職員の研修(勉強する)(市民の立場に立った研修も含め)	職員の責務
13. 情報共有	281	・研修		
13. 情報共有	282	・職員の真剣さ心構え		
13. 情報共有	294	・研修などでスキルアップ		
13. 情報共有	312	・職員の研究勉強		
13. 情報共有	313	・縦割りの弊害をなくす	市長の責務	
13. 情報共有	280	・スペシャリストの育成		

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素	
情報共有2	09. 説明責任	158	・ 情報公開制度を充実させる	情報公開制度の充実を図る	
	09. 説明責任	159	・ 情報提供制度を充実させる		
	21. 無関心	164	・ 広報を月1回から月2回へ		
	09. 説明責任	160	・ 公表制度を充実させる	公表制度の充実を図る	
	14. 行政手続、組織体制	163	・ 「内規」で処理するのではなく「明示」したうえで仕事を進める		
	09. 説明責任	161	・ 説明責任をしなければならないような「しくみ」を構築する	説明責任を果たす仕組みをつくる	
	09. 説明責任	162	・ 市民の声とデータベース共通化を図る	情報共有の充実を図る	
	21. 無関心	165	・ ありのままを知ってもらう	情報提供の充実を図る	
	21. 無関心	166	・ 生の情報がいつでも取り出せ、読み取れる		
	25. ボランティア、NPO	167	・ 情報を出しておけばそのうち活性化していく		
住民・市民参加制度	10. 市民参加の仕組み	168	・ 市民提案制度を自治会や個人が提案できる制度にする	市は、まちづくりに多くの市民が参加できる仕組みをつくる	
	10. 市民参加の仕組み	171	・ 職員と議員、市民等、多くの人々で考え議論する場が必要である		
	10. 市民参加の仕組み	172	・ 市役所の外に多くの人々で考え議論する仕組みをつくる		
	10. 市民参加の仕組み	173	・ 行政だけで考えず、広く人材を活かす仕組みをつくる		
	21. 無関心	177	・ 大規模な行政施策については大規模な公報意見聴取が必要		
	21. 無関心	178	・ 市民は傍聴、参加する		
	26. 企業や大学との協働	179	・ 官、民、学プロジェクトを立ち上げる。例えば大学生とのレクリエーション、ふれあいサロンへの参加等		
	26. 企業や大学との協働	180	・ 市と地域が、若者・大学生が参加（参画）しやすい仕掛けをつくる		
	11. 審議会等の構成・選任	174	・ 公募市民を多く集める		審議会等の委員の一部には、できるだけ多くの市民からの公募による委員を選任するとともに、その公募を広く周知する
	11. 審議会等の構成・選任	175	・ 一般市民公募枠を増やす		市長は、住民投票を行うことができるものとする
10. 市民参加の仕組み	169	・ 住民投票制度を取り入れる	市民は、問題意識をもってまちづくりに取り組む		
10. 市民参加の仕組み	170	・ 市民が問題意識をもって課題をだす			
NPO・事業者	25. ボランティア、NPO	181	・ NPO自体でできることをプランニングしてアピールする	事業者や法人は、市や地域と協働し、まちづくりに参画できる仕組みをつくる	
	26. 企業や大学との協働	183	・ 官、民、学プロジェクトを立ち上げる。例えば大学生とのレクリエーション、ふれあいサロンへの参加等		
	26. 企業や大学との協働	184	・ 市と地域が、若者・大学生が参加（参画）しやすい仕掛けをつくる		
	26. 企業や大学との協働	185	・ 大学の体育館を利用できるようにする		
	26. 企業や大学との協働	186	・ 太宰府天満宮との協働を考える		
	25. ボランティア、NPO	264	・ “みかピカ”福祉大、筑女大、大学生との川掃除、地域とNPOの協働で進める		
	25. ボランティア、NPO	182	・ 話し合う場をつくる		市民・市民団体が市政に参画する場、参画できる仕組みをつくる
	協働	24. 自治会	187		・ 自治会長と市長は対等である
24. 自治会		188	・ 市と対等に動く		
24. 自治会		189	・ 自治会と行政の役割と権限を明確化する		
24. 自治会		190	・ できることを相互に見つめ直して持ち寄る仕組みを作る		
24. 自治会		191	・ 市政運営のあり方を市民に知らせる		
評価	11. 審議会等の構成・選任	176	・ 総合計画を多くの人で評価する仕組みをつくる	多面的な評価制度の導入 ・ 外部評価制度 ・ オンブズパーソン制度	
	02. 行政体質	252	・ 市民による評価や、部下が上司を評価する制度をつくる		
	05. 職員の数	253	・ 第三者による評価（外部評価）が必要である		
	05. 職員の数	254	・ オンブズパーソン制度を創設する		
	11. 審議会等の構成・選任	255	・ 太宰府市の「行政評価」を内部評価から外部評価にする → 市民を入れた組織にする		
	14. 行政手続、組織体制	256	・ 外部（市民）評価制度をつくる		
	14. 行政手続、組織体制	257	・ 外部評価にたえる各種制度を確立する		
	21. 無関心	258	・ こども議会、学生議会、より多くの人に市政を評価してもらう		

項目	課題テーマ	No.	解決方法	含まれる要素
議会 第3者の評価	議員の資質	398	議員評価委員会を設置する	外部による評価制度の導入
	議会（議員）の数	404	議員の評価制度の導入	
	議会運営	405	評価制度	
人員配置	04. 職員の資質	259	・区との連絡職員を担う	市民対話の場・時間を増やす。区の担当職員を配置する。
その他	08. 他市との比較	260	・まずは勉強会をして、自治基本条例作成にのぞむ	勉強してのぞむ＝努力する＝学ぶ

自治基本条例にそぐわない	08. 他市との比較	261	・空き家等の再利用	
	11. 審議会等の構成・選任	262	・市民の「審議」と議会の「審議」をどう分ける	
	21. 無関心	263	・まちのあり方を変えようとする時は導く者としてのリーダーがいる	
	25. ボランティア、NPO	265	・高雄区の夏祭りへの、太宰府高校の音楽出演を続ける	
	25. ボランティア、NPO	266	・高齢者、子ども、障害を持っている方も一緒に、共同で安心して暮らせる総合福祉施設（福祉のまち）	
	26. 企業や大学との協働	268	・「学校法人や学生等、どこまでが大学か」という定義づけを行う	
	13. 情報共有	270	・自治基本条例に明記する	
	13. 情報共有	271	・自治会の役割区制にもどす	
	13. 情報共有	279	・本当に必要なものであれば読む	
	13. 情報共有	284	・観光産業は理由ではない公表せよ。撤回すべき	
	13. 情報共有	290	・市民会議を粘り強く完結させる	
	13. 情報共有	297	・情報の重要性、新奇性で決定	
	13. 情報共有	298	・統一整理、統一窓口	
	13. 情報共有	315	・行政のスタッフを増やす	
第3者の評価	議員の資質	397	欠格投票方式	
	議会（議員）の数	399	議員定数を減らし競争力をつける	
	議会（議員）の数	400	減らせばいいという問題ではない	
	議会（議員）の数	401	適正な人員を常に監督する仕組みづくり	
	議会（議員）の数	402	議員定数と給与と仕事の関係を考える	
	議会（議員）の数	403	やった仕事に対して報酬を支払うべき	